

家庭用防犯カメラ設置に対する補助制度を創設 ～犯罪の未然防止と安心して暮らせる生活環境の確保をめざします～

1 目的

近年、住宅を対象とした侵入盗や自動車盗などが多発する中、家庭や地域における防犯対策の充実がますます重要となっています。

こうした状況を踏まえ、市民の防犯意識と地域の防犯力の向上を図るため、家庭用防犯カメラの購入・設置に対する補助制度を創設し、犯罪の未然防止と市民が安心して暮らせる生活環境の確保をめざします。

2 概要

(1) 補助対象者

市内に住所を有し、市内の住宅に現に居住する満18歳以上の個人

(2) 補助対象経費

ア 屋外に設置する家庭用防犯カメラの購入及び設置に関する費用

イ 防犯カメラの稼働を表示する表示板等の購入費用

(3) 補助上限額

購入・設置費用の5分の4（1世帯当たり上限1万円、1世帯につき1回に限る）

3 開始日（予定）

令和8年4月1日（水）

4 予算額

13,650千円

※ 1,365台（1年間の申請見込数）×1万円（上限額）

5 その他

(1) 春日井市の防犯カメラに関する既存の補助制度

犯罪抑止と地域の防犯力の向上を図るため、区・町内会・自治会等が設置する防犯カメラを対象とした、「防犯カメラ設置事業補助」及び「防犯カメラ維持管理費補助」

(2) 主な県内自治体の個人向け防犯カメラ設置補助制度の実施状況（令和7年度）

小牧市、犬山市、扶桑町、一宮市、岩倉市、みよし市、東海市、刈谷市、知多市、南知多町、飛島村